

岩手県告示第293号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成24年3月30日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	<p>2 雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成26年10月1日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	